（第三種郵便物認可　昭和十七年二月十日）

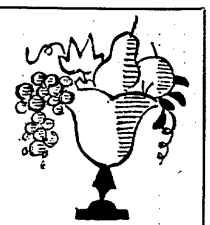

銃後を安んぜよ！

出征兵士の給與問題

今般、北支事變が勃發してより、事業主の應召者に對する取扱方が再び問題と成つて來た。

協調會に於ては、目下此の取扱狀況を調査中であるが、既に、滿洲事變當時、規定を作成した所では、當時其の規定を準用して居るが、その當時とは、社會情勢が可成り變化して居るので、その改正を考慮して居る樣である。次に示すものは京濱及阪神地方の事業主に、今般の事變以來、應召者に對する取扱方に就き、新に規定を作成したもの、又は既に規定を作成して居た所に於ても、改正を行つたものの内、七月卅一日迄に判明したものである。一般の傾向を極めて概括して言へば、滿洲事變當時より待遇はよくなつて居る樣で、日給の八割又は全額支給を全期間に亘り行ふ所も段々現れて來て居る。應召者の家族の生活の保證復職の保證等が約束されれば、銃後の不安もなく、安んじて國難に當り得る譯である。

事例

某金屬工業會社

一、應召者ハ在職ノマヽトシ、コノ期間勤續年數ニ算入ス

一、應召手當ハ全期間中支給シソノ額ハ

イ、扶養家族三名以上　十日分ノ六割　定額賃銀三

ロ、〃　二名以下　五割

ハ、獨身者　二割

ニ、軍屬トシテ召集サレタ者前項ノ支給額ト重ヨリノ支給額ノ差額ヲ支給

一、餘別　定額日給ノ十五日分

一、希望者ニハ退職ノ取扱モスル

某鑛業會社

應召期間中休職トシ給料ハ全額（諸手當ヲ除ク）ヲ支給ス

某鑛業會社

一、應召者ハ在職ノマヽトス

一、手當ハ全期間中支給シソノ額ハ

イ、扶養家族ヲ有スルトキ　標準賃銀ノ八割

ロ、本人ガ家計ノ一部ヲ負擔スルトキ　五割

ハ、其他ノトキ　三割

ニ、家族ヲ他處ヘヒキマトメテ了フトキハ一時金三十圓ヲ支給ス

一、餘別　十圓

某機械工業會社

一、應召者ハ在職ノマヽトス　但シ希望者ハ退職トシ退職手當ノ他ニ二ケ月分ヲ支給ス

一、應召手當ハ

イ、初メ二ケ月間　常傭工　臨時工　標準賃銀ノ全額

ロ、後ノ十ケ月間　扶養家族三人以上ノトキ　七割　八割

ハ、〃　二人以下ノトキ　五割　三割

一、餘別　役付工ニハ三十五圓三十圓二十五圓ノ三種類

某飲食物工業會社

一、應召者ハ休職トシソノ期間ハ勤續年數ニ加算

一、扶助料トシテ左ニヨリ六ケ月間支給ソノ後ハ考慮

イ、有家族者ハ定額日給全額

ロ、獨身者　定額日給ノ半額

一、物價騰貴ニヨル臨時手當（男十八錢、女十錢）ハ從來通リ支給

一、餘別ハ　三十圓

一、右ハ臨時ニモ適用

某金屬工業會社

一、應召者ハ休職トス

一、應召手當

三十日間　日給ノ全額

以後　獨身者ハ日給ノ五割

〃　家族持ハ家族一人增ス毎ニ日給ノ一割ヲ增シ日給全額ニ達スル迄支給

一、餘別ハ金五拾圓　他ニ共濟組合ヨリ二十圓

一、臨時工ニハ手當ヲ支給セズ

某機械工業會社

一、職工妻帶者　日給ノ三分二

ロ、獨身者　日給ノ二分一

ハ、社員　全額

ニ、餘別　拾圓（歸勤ノ名目ハ特別歸勤トス）

某特別工業會社

イ、日給及臨時手當ノ三分二

普通職工ニハ二十圓　臨時工ニハ十五圓

一、社宅利用者ハ引續キ利用ヲ許ス

某機械工業會社

一、應召者ハ在職ノマヽトシ勤續年數ニ通算ス

一、應召手當ハ次ノ割合ニテ二ケ年間支給ス

應召者家族ヲ有スル場合　獨身者ノ場合

勤續一年未滿　最初ノ一ケ月　全額　全額

二ケ月目ヨリ三分ノ二　三分ノ一

勤續一年—三年未滿　最初ノ三ケ月　全額　全額

四ケ月目ヨリ三分ノ二　三分ノ一

勤續三年以上　全額　二分ノ一

一、餘別　職員五十圓　補助職員三十圓　職工二十圓

某飲食物工業會社

一、應召者ハ休職トシソノ期間ハ勤續年數ニ加算

一、扶助料トシテ左ニヨリ六ケ月間支給ソノ後ハ考慮

イ、有家族者ハ定額日給全額

ロ、獨身者　定額日給ノ半額

一、物價騰貴ニヨル臨時手當（男十八錢、女十錢）ハ從來通リ支給

一、餘別ハ　三十圓

一、右ハ臨時ニモ適用

某金屬工業會社

一、應召者ハ休職トス

一、應召手當

三十日間　日給ノ全額

以後　獨身者ハ日給ノ五割

家族持ハ家族一人增ス毎ニ日給ノ一割ヲ增シ日給全額ニ達スル迄支給

一、餘別ハ金五拾圓　他ニ共濟組合ヨリ二十圓

一、臨時工ニハ手當ヲ支給セズ

某特別工業會社

一、應召者ハ休職トス

一、應召者ハ手當

社員、屋員、傭員ニ對シ給料ノ全額ヲ支給ス

一、應召手當（一時金）社員　五十圓　屋傭員　日給三十日分

一、餘別　社員　五十圓　傭屋員　三十圓

某化學工業會社

一、應召期間中給料ヲ支給ス

有家族者　全額　獨身者　三分ノ二

一、臨時手當　標準手當（三圓）ハソノマヽ支給

一、家族ノ診療ハ無料ニテ行フ

一、餘別　五圓

某特別工業會社

一、應召者ハ休職トス

一、應召手當

社員、職員、職工共ニ給料ノ全額支給

一、餘別　共濟會ヨリ　五十圓

一、凱旋ノ場合　二十圓

出征地ヨリ凱旋　三十圓

召集地ヨリノ凱旋　十圓

某金屬工業會社

イ、常傭工妻帶者　日給全額

ロ、臨時工妻帶者　日給五割

ハ、獨身者　日給三割

ニ、社員　全額

某機械工業會社

イ、職工妻帶者　日給ノ三分二

ロ、獨身者　日給ノ二分一

ハ、社員　全額

ニ、餘別　拾圓

某特別工業會社

イ、職員全額　妻帶者全額（手當ヲ含ム）

ロ、獨身者一ケ月內全額支給以後二分一

ハ、餘別一ケ月分

某紡績會社

イ、妻帶者　日給全額

ロ、獨身者　三ケ月間全額以後二分一

ハ、家庭ノ事情ニ依リ日給全額支給

某紡績會社

イ、職員全額　妻帶者全額（手當ヲ含ム）

ロ、獨身者一ケ月內全額支給以後二分一

ハ、餘別一ケ月分

某紡績會社

イ、妻帶者　日給全額

ロ、獨身者　三ケ月間全額以後二分一

ハ、家庭ノ事情ニ依リ日給全額支給

某紡績會社

イ、因定給ノ七割　賞與金モ支給

ロ、餘別妻帶者五十圓　獨身者二十圓

ハ、家庭ノ事情ニ依リ日給全額支給

某紡績會社

イ、職員全額　妻帶者全額（手當ヲ含ム）

ロ、獨身者一ケ月內全額支給以後二分一

ハ、餘別一ケ月分

某紡績會社

イ、勤續一年以上ノ者　六ケ月間ヲ限リ職員全額、日給者百八十日間全額、以後更ニ考慮

ロ、勤續一年以內ノ者ニシテ成績良好ナル者ニハ前記條項準用ハ餘別一ケ月分

某特別工業會社

イ、勤續一年以上ノ者　六ケ月間ヲ限リ職員全額、日給者百八十日間全額、以後更ニ考慮

ロ、勤續一年以內ノ者ニシテ成績良好ナル者ニハ前記條項準用ハ餘別一ケ月分

某特別工業會社

イ、勤續一年以上ノ者　六ケ月間ヲ限リ職員全額、日給者百八十日間全額、以後更ニ考慮

ロ、勤續一年以內ノ者ニシテ成績良好ナル者ニハ前記條項準用ハ餘別一ケ月分

ハ、餘別　二十圓（共濟會ヨリ）

某特別工業會社

イ、勤續一年以上ノ者　六ケ月間ヲ限リ職員全額、日給者百八十日間全額、以後更ニ考慮

ロ、勤續一年以內ノ者ニシテ成績良好ナル者ニハ前記條項準用ハ餘別一ケ月分

ハ、餘別　二十圓（共濟會ヨリ）

某特別工業會社

ロ、應召手當　日給一ケ月分

ハ、餘別　二十圓（共濟會ヨリ）

一、國民ニ簡裁ヲ高クスル、信風ヲ興スコト、

二、教化團體ヲ青年國モ軍人會モ各會社工場ノ事業國モ學ツテ之レヲ爲スコト

三、所有方法ヲ以テ之レヲ高揚シ大ニ節儉ノ士ヲ擧ゲベシ。

四。國民ノ力ハ一時的元氣ニ據ラズ、道心簡儉ヨリ進ム質ノ力タラザルベカラズ、然ラバ其國民ノ行動モ自ラ大義名分ヲ離レザルベシ。

動を指導する資格はない。

鷲尾勘解治

（第三種郵便物認可　昭和十七年二月十日）

工場從業員の保健問題に就て

近時國民の保健問題が高唱され、殊には第七十議會で國民健康保險法案が論議の中心となり、此の秋には保健社會省の設立が企圖されて居る。この機に當りて本會調査部に於て從來より工場從業員の保健に就き深き關心を向けて居つたのであるが、今回は重工業會社從業員の參集を乞ひ去る七月十七日本會々議室にて標記座談會を開催した。

長岡當務理事座長となり、先づ趣行の要旨は

就業者年齡

體力關係（都市と農村出身者の關係並に其の罹病率の割合）

超過勞働時間と異常率

健康保險と工場從業者

徐暇利用の方法

福利施設

勞働時間短縮

等に就いて意見の開陳ありしが、大體これを綜合すれば從業員の低賃銀に根底をなすところであつて、重工業なるが爲にも超過勞働時間の强化に伴ふ體位の低下が必然化せしめられ、それが深刻に顯著なること、即ち無産者としての從業員は必然的陰害を齎されてゐることは誠に遺憾とすべきことである。特に深夜業、連續、殘業等の及ぼす罹病率の增大は等閑に附すべからざる重要な保健上の問題で、このことは勞働時間の制限と昇給率の引上げその他の待遇改善の方法を特に考慮を拂はねばならぬことであるが、之に及ぼす中小工業の影響も其大であらうことを容易に知られる。先づ刻下の喫緊の必要事は右の如く勞働强化による國民體位低下の時勢を匡救することである。

當夜の出席者は勞働組合幹部一名、工場從業者九名、本會側長岡、淵生兩當務理事以下職員九名計二十一名であつた。

詳細は社會政策時報八月號參照

福利運動

産業振興歌及體操披露會

既報の如く本會の懸賞募集に當選した産業振興歌二種のレコード吹込及民謠體操振付が何れも出來上つたので、その披露を爲す會は七月十七日午後六時から帝國講堂で開催された。

淵生當務理事の挨拶に次でレコード試聽が行はれ、日本國民體育會體操指導部男女生徒の體操實演あり、日本國民體育研究會員の「御國鎭護」等民謠體操の實演を行ひ最後に發聲映畫「打てよ魂」の映寫を爲し同九時過散會した。

日本國民體育研究會（七月分）

恒例に依り赤間曉龍指導の下に民謠體操の研究練習を左記の通り行つた。

七月一日（水）午後六時—八時（會館）

七月十二日（月）　同

七月二十一日より九月一日迄は休會事となつた。

工場衛生及體育講習會

協調會との協同主催の下に左の各種標題講習會を開催、本會よりは社會局技師大西清治氏並本會法律問題を講師として派遣した。

島根縣工場衛生體育講習會　於松江市

教育會館七月十五日より十七日迄三日間

島根縣工場衛生體育講習會　於島取縣東伯郡米子市井倉製糸工場七月十八日より同十九日迄二日間

體育講習會

七月初旬より下旬にかけ北海道、長野縣の各地に於て同開催、本會より赤間曉龍指導の爲め出張

安全週間中講演並視察

去る七月一日より一週間全國工場鑛山土木建築作業場に亘り擧行した第十回全國安全大會に亘り共通標語宣傳の爲め、本會職員並內務省社會局職員夫々手分けを爲し、全國各地に講演會安全週間實施狀況視察の爲め出張した。

トーキー出張映寫

七月二十三日午後七時より

本所區吾妻橋町東二丁目

大東紡績株式會社鶴戸工場に於て「打てよ魂」の映寫會を開いた。

映畫班派遣

本會映畫班は福岡縣下の工場鑛山の申出により來る八月十四日より約三週間同地に出張映寫することに決定した。

尙上映フイルムは本會所藏のトーキー「打てよ魂」「安全戰線」等である。

勞務管理研究會六月例會

去る六月二十九日（火）午後五時半より協調會館第一號談話室に於て六月例會を開催した。

當日は東京商大教授の孫田秀奉博士から「ナチス勞働法典の特質と構成」に就き講演を聞くことゝなつたが博士は、先づ獨乙勞働法の史的發展過程特にそのイデオロギー的分析から說き起され、一九三四年國民勞働秩序法の全體主旨が行はれ、それ等の構成內容につき二時間に亘り親切丁寧な說明を傾けられた。

講演後は南岩男氏を中心に懇談、會員相互の意見の交換あり、八時五十分閉會した。出席者四十名。

勞務者懇談會七月例會

勞務者懇談會七月例會は七月十七日午後六時より淵生當務理事席の下に協調會學院教室に於いて開催、同理事より「勞務者としての心構へ」に就きて講演あり映畫「打てよ魂」を鑑賞後懇談に入り、仕事に對する魂の入れ方或は勞働條件等に就き本會勞務係員との間に熱心な質疑應答をなし九時半散會せり。當夜の出席者は二十六名であつた。

本部ニュース

町田當務理事企畫廳參與拜命

町田當務理事は去る七月一日企畫廳參與、七月十六日物價對策委員に夫々任命せられたが、此の事はひとり町田理事の爲のみでなく、會の積極的發展の爲にも慶賀すべき事柄である。

物價對策研究會開催

七月二十八日本會職員の有志會合の上物價對策について臨時の研究會を開催し、各自の研究發表及び忌憚なき意見の交換を爲して頗る有意義裡に閉會した。

素心會近況

かねて本誌第一號に於て紹介した素心會は、七月より大體每週金曜日に例會を開いて居る樣である。この會は、更に國民勞働力の維持及發成の問題に就て、中島仁之助氏の原案を基礎に研究を進め、大體の成案を得るに至つたので、更に國民勞働力調査團長川越井隆治氏の意見を中心に懇談を行ひ、更に八月にかけて之が研究を繼續することゝなつてゐる。

中華民國留學生協調會見學

長崎高商在學の中華民國留學生十二名位修學旅行の爲上京、七月十五日協調會を訪問した、町田、淵生兩當務理事より挨拶の後、同席の協調會職員と懇談を交し、日支紛爭の渦中に於て、珍らしくもなごやかなる協調精神が發揮された。

滿洲國留學生協調會見學

七月十九日同樣長崎高商在學の滿洲國

◎戰死傷者に對する取扱事例

某紡績會社

1　戰死者及出征死亡者ニ對シテハ特別弔慰金ヲ給與ス

（イ）戰死ノ場合

准士官以上　三〇〇圓

軍曹ヶ長　二五〇圓

伍長以下　二〇〇圓

（ロ）戰傷ニ因ル死亡ノ場合　第二項ノ八割

（ハ）出征中ノ病死ノ場合　第一項ノ五割

外ニ祭典ノ行ハルル際二十圓程度ノ供花

2　事變ニ基キ死亡シタル時弔慰金ヲ給與ス

（イ）戰傷ノ場合

准士官以上　三〇〇圓

軍曹ヶ長　二五〇圓

伍長以下　二〇〇圓

（ロ）戰傷ニ因ル死亡ノ場合　第二項ノ八割

（ハ）出征中ノ病死ノ場合　第一項ノ五割

外ニ祭典ノ行ハルル際二十圓程度ノ供花

現役入營中ノ者ニ對シ出征ニ準ジ取扱ヒ

又ハ事變ノ爲服役期間延長セラレタル時餞別金ヲ除キ所定ノ應召者ノ手當ヲ支給ス

妻帶者　日給ノ三分ノ二

獨身者　日給ノ三分ノ一

某特別工業會社

戰傷死ヲ業務上ノ死傷トシテ取扱ヒ尙戰死ノ時ハ建碑料並氷代料ヲ贈呈ス

扱方ニ關スル件」

ニ關し去る七月二十二日次官會議に於て左の如き申合せがあつた。

文官ニシテ今回ノ北支ニ於ケル事變ニ關シ軍隊ニ召集セラレタル場合ニ於テハ事務上其父アリテ補缺ノ必要アラハ已ムヲ得サルモ可成現職ノ應召者ニ代ルベキ人ニ付テハ各省經費ノ都合モアルコトナレハ一樣ニ定メ難キモ適宜出來得ル限リ措置スルコト

尙給與ハ現在俸給額より出征中の手當を差引きたる殘額とする。

某紡績會社

1　職死者及出征死亡者ニ對シテハ特別弔慰金ヲ給與ス

（イ）職死ノ場合

准士官以上　三〇〇圓

軍曹ヶ長　二五〇圓

伍長以下　二〇〇圓

（ロ）職傷ニ因ル死亡ノ場合　第二項ノ八割

（ハ）出征中ノ病死ノ場合　第一項ノ五割

外ニ祭典ノ行ハルル際二十圓程度ノ供花

2　事變ニ基キ死亡シタル時弔慰金ヲ給與ス

（イ）職死ノ場合

准士官以上　三〇〇圓

軍曹ヶ長　二五〇圓

伍長以下　二〇〇圓

（ロ）職傷ニ因ル死亡ノ場合　第二項ノ八割

（ハ）出征中ノ病死ノ場合　第一項ノ五割

外ニ祭典ノ行ハルル際二十圓程度ノ供花

現役入營中ノ者ニ對シ出征ニ準ジ取扱ヒ

又ハ事變ノ爲服役期間延長セラレタル時餞別金ヲ除キ所定ノ應召者ノ手當ヲ支給ス

妻帶者　日給ノ三分ノ二

獨身者　日給ノ三分ノ一

某特別工業會社

戰傷死ヲ業務上ノ死傷トシテ取扱ヒ尙戰死ノ時ハ建碑料並氷代料ヲ贈呈ス